

情報セキュリティ基本方針

鹿児島県中小企業団体中央会（以下、本会）は、本会の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、県内中小企業者及び関連団体ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組みます。

1. 会長の責任

当社は、会長主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 組織体制の整備

本会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を本会の正式な規則として定めます。

3. 職員の取組み

本会の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

本会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、県内中小企業者及び関連団体の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

本会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日：2026年3月2日
鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史